



ニュース

2016年3月

内容

I. 法人税

- 中古工場購入に対する税務制度に関する税務総局発行 2016年3月14日付オフィシャルレター第 987/TCT-DNL 号
- 法人税の損金算入に関する税務総局発行 2016年3月18日付オフィシャルレター第 1087/TCT-DNL 号

II. 付加価値税

- VAT 還付のガイダンスに関する財務省発行 2016年3月14日付オフィシャルレター第 3357/BTC-TCT 号
- 第三者の輸入商品支払証憑に関する 2016年3月3日付のオフィシャルレター第 833/TCT-KK 号

III. 個人所得税

- 出張費、電話代についてのガイダンスに関する税務総局発行 2016年3月21日付オフィシャルレター第 1166/TCT-TNCN 号
- 個人への税コード発行についての税務総局発行 2016年3月8日付オフィシャルレター第 896/TCT-KK 号

IV. 税務管理

- 改正・変更・解除手続きに関する財務省発行 2016年3月30日付決定第 626/QD-BTC 号
- 納税、遅延納税、罰金に関する財務省発行 2016年3月9日付オフィシャルレター第 905/TCT-KK 号

V. 会計

- 企業会計制度のガイダンスに関する通達第 200/2014/TT-BTC 号改正のための財務省発行 2016年3月21日付通達第 53/2016/TT-BTC 号

VI. 労務

- 社会保険法の任意社会保険ガイダンスに関する 2016年2月18日付通達第 01/2016/TT-BLDTBXH 号



I. 法人税

中古工場購入に対する税務制度に関する税務総局発行 2016 年 3 月 14 日付オフィシャルレター第 987/TCT-DNL 号

これにより、2010 年以降の中古工場の購入は追加投資プロジェクトと見なされ、法人税優遇を受ける対象外となる。

法人税の損金算入に関する税務総局発行 2016 年 3 月 18 日付オフィシャルレター第 1087/TCT-DNL 号

会社が労働者用に購入した固定資産のメンテナンス費と修繕費は、財務省発行 2015 年 6 月 22 日付通達第 96/2015/TT-BTC 号第 4 項の規定条件を満たす場合、損金算入を認められる。

II. 付加価値税

VAT 還付のガイダンスに関する財務省発行 2016 年 3 月 14 日付オフィシャルレター第 3357/BTC-TCT 号

VAT 還付のリスク管理に関する規定についての実施細則である。

1. 検査手続きを単純化する為、税務総局は VAT 還付の条件を満たすかどうかを検査し、6 時間以内に結果を通知する。
2. 企業に対する VAT 還付前に未払税金の支払要求を行う規定を削除する。従って、納税者は通達第 156/2013/TT-BTC 号の第 59 項に従い、還付額と相殺することができる。
3. リスクが低い企業に対し、検査のタイミングを還付前から還付後に変更した。また、税務機関は税関、公安、銀行などと連携し、不正行為防止の為の企業活動の管理業務を行う。

第三者の輸入商品の支払証憑に関する 2016 年 3 月 3 日付のオフィシャルレター第 833/TCT-KK 号

商品を輸出した企業が輸出業者へ支払いとして、第三者（外国の個人、外国での口座、ベトナムに不滞在）の口座への払い込みを行った場合、銀行の支払証憑は現金以外の支払証憑に関する規定に従い、仕入付加価値税の控除または還付の条件を満たさない。



Ⅲ. 個人所得税

出張費、電話代についてのガイダンスに関する税務総局発行 2016 年 3 月 21 日付オフィシャルレター第 1166/TCT-TNCN 号

出張費

航空券、宿泊費、タクシー代及び食事代等の出張費は、法人税の課税所得確定時に損金算入を認められた場合、該当費用は個人所得税課税の対象外となる。

個人の電気代

個人の電気代は以下の書類へ明記されている場合、損金算入を認められる。

- 労働契約書
- 労働協約
- 会社、本社、グループの財務規則
- 会社、本社の財務規則に従って取締役会、社長が定めたボーナス規則

また、個人所得税課税の対象外となる。

なお、会社の規定を超える電話代が支払われた場合、超えた分の金額が個人所時税の対象になる。

個人への税コード発行についての税務総局発行 2016 年 3 月 8 日付オフィシャルレター第 896/TCT-KK 号

個人は単一の税コードを付与され、全ての未払税金に対する申告・納税に使用する。

以下に該当する場合、法律の規定に従って登録情報の変更手続きを実施しなければならない。

- 税コードを発行された後に中央政府直轄の省や都市外に居住登録場所を変更した場合、及び市民法第 59/2014/QH13 の規定により新しい ID カード（9 または 12 桁の数字）を付与された場合
- 新しい ID カードに基づく税コードを発行できない場合

税務局が個人へ新しい ID 番号に基づく新しい税コードを発行した場合、古い税コードを回収しなければならない。また、個人への発行の際、現行の申告・納税手続きをガイダンスすることが税務局に義務付けられる。



IV. 税務管理

改正・変更・解除手続きに関する財務省発行 2016 年 3 月 30 日付決定第 626/QD-BTC 号

行政手続きを以下の通り改正・変更する。

法人税確定申告書類	<p>外資プロジェクトからの所得に対するベトナム企業の申告・納税時の添付書類は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 納税者の認証ができる外国での税務申告書のコピー版 ● 外国の納税者が認証した納付書のコピー版又は外国税務当局が認証する原本
	<p>企業の個人への資産リースで、損金算入を行う際に必要となる書類は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資産のリース契約書 ● 支払証憑 ● 納税代行証憑

本決定により、以下が免除となる。

- 損金算入を認められた費用が、自然災害・疫病・火災によって失われた商品のものであることを説明書類
- 損金算入を認められた使用期間の満了、又は商品が自然破損したことの説明書類
- 原材料に関する基準の通知
- 外国における商品の製造、サービスの提供に対する申告・納税

本決定は 2015 年 8 月 6 日付より有効となる。（通達第 96/2015/TT-BTC 号の有効と同様）

納税、遅延納税、罰金に関する財務省発行 2016 年 3 月 9 日付オフィシャルレター第 905/TCT-KK 号

納税、遅延納税、罰金を相殺することは国庫の項目と同じく、経済内容と各税務に対して実施できる。過払いの場合、通達第 156/2013/TT-BTC 号の第 33 条第 2 項における規定に従って解決していた。

現在は、税務管理システム（TMS）は通達第 156/2013/TT-BTC 号の第 29 条第 1 項により、同じ項目同士の各税務に対する相殺が自動で行われている。



V. 会計

企業会計制度のガイダンスに関する通達第 200/2014/TT-BTC 号改正のための財務省発行 2016 年 3 月 21 日付通達第 53/2016/TT-BTC 号

本通達は通達第 200/2014/TT-BTC 号の複数の項目を改正・補足するためである。具体的には下記の取り。

為替レート確定の原則

1. 当期発生の外貨取引の実際レートに対し、企業は取引銀行の平均レート（銀行振り込みで売買した場合）と近似するレートを適用できる。

- 近似レートと平均レート（振込みで売買した場合）の差異は+/-1% を超えない。
- 平均レート（振込みで売買した場合）は取引銀行の日次、週次又は月次の振込みで購入レートと売却レートの平均に基づいて確定される。

留意：近似レートは会計年度の財務状況及び損益計算書に影響を与えないことが前提となる。

2. 当期発生の外貨取引計上の為に近似レートを適用した場合、期末に外貨金額を再評価する際、取引銀行の振り込みレートを適用しなければならない。

- 振込みレートは平均購入レート又は売却レートである。

会計証憑の翻訳

外国語の会計証憑の場合、ベトナム語への翻訳が必要となる。

しかし証憑に添付されるその他資料（例：契約書、発注書、請求書、領収書に添付される書類、投資プロジェクトに関する書類、その他関連書類など）は、各役所から要求される場合を除き、ベトナム語への翻訳は必要とならない。

本通達は発行日より有効になり、2016 年 1 月 1 日以降の会計年度に適用される。

2015 年度の会計年度で、本通達の第 1 条で規定される適用為替レートを選択できる。

その他規定に対しても本通達に従って実施される。



VI. 労務

社会保険法の任意社会保険ガイダンスに関する 2016 年 2 月 18 日付通達第 01/2016/TT-BLĐTBXH 号

議定第 134/2015/ND-CP 号の第 2 条第 1 項によると、任意保険に加入する者は 15 歳以上のベトナム人であり、かつ強制保険に加入していない対象である。対象は以下の通りである。

- 2018 年 1 月 1 日以前に 3 カ月以下の労働契約を締結した労働者、又は 2018 年 1 月 1 日以降に 1 か月以下の労働契約書を締結する労働者
- 村、区において勤務する者
- ヘルパー
- 給与を受け取らない事業、サービスなどの分野に活動している者
- 給与を受け取らない協同組合の組合、労働組合で働いている組合員
- 農民、労働者を含む自己及び家族に所得を有する為に勤務している者
- 社会法の規定により年金を受ける年齢の条件を満たしたが、年金受給についての保険料支払期間条件を満たさない労働者
- その他の者

任意保険の加入者は以下の支払方法を選ぶことができる。

- 1 ヶ月に一回/3 ヶ月に一回/6 ヶ月に一回/12 ヶ月に一回/5 年以内に一回
- (保険料の納付期間が年金受給に必要な 20 年間に達していない場合) 不足する期間分の一括支払い

本通達は 2016 年 4 月 4 日より有効となり、本通達規定の制度は 2016 年 1 月 1 日より適用される。



I-GLOCAL CO., LTD.

VINA BOOKKEEPING CO., LTD

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Maritime Bank Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1, HCMC, Vietnam

Tel: +84 8 3827 8096 Fax: +84 8 3827 8097

Takayuki Jitsuhara (真原): takayuki.jitsuhara@i-glocal.com

Vo Tan Huu: vo.tan.huu@i-glocal.com

Tran Nguyen Trung: tran.nguyen.trung@i-glocal.com

Le Quoc Duy: le.quoc.duy@i-glocal.com

Cao Hoang Vuong: cao.hoang.vuong@i-glocal.com

Dang Thanh Hieu: dang.thanh.hieu@i-glocal.com

Duong Quynh Nga: duong.quynh.nga@vinabookkeeping.com

Hanoi Office

R.1206, 12th Floor, Indochina Plaza Hanoi Tower, 241 Xuan Thuy, Cau Giay Dist., Hanoi, Vietnam

Tel: +84 4 2220 0334 Fax: +84 4 2220 0335

Naoki Fukumoto (福本): naoki.fukumoto@i-glocal.com

Ta Huong Ly: ta.huong.ly@i-glocal.com

Pham Thanh Tu: pham.thanh.tu@i-glocal.com

Nguyen Thi Thu Van: nguyen.thi.thu.van@i-glocal.com

Nguyen Thi Dung: nguyen.thi.dung@vinabookkeeping.com

Website: <http://www.i-glocal.com>

<http://www.vinabookkeeping.com>